

第 6 期第 7 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日 時 平成 23 年 5 月 16 日（月）午前 10 時から午後 0 時 20 分まで
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、柴崎委員、岡澤委員、竹ノ内委員、浅見委員、加賀美委員、
小山委員、柴田委員、中村（弘）委員、西川委員、松島委員、小泉委員、
田代委員、酒井委員、松村委員、山田委員、橋本委員、総務部長、情報公開課長、
子育て支援課長、新しい学校づくり担当課長
- 4 傍聴人 1 名
- 5 議事および配布資料
 諮問事項
 (1)諮問第 18 号
 児童手当等に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について（子育て支援課）資料 1
 (2)諮問第 19 号
 医療助成に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について（子育て支援課）資料 1
 (3)諮問第 20 号
 区立小学校に関する業務に係る電子計算組織の結合について（新しい学校づくり担当課）
 資料 2
 (4)諮問第 21 号
 区立中学校に関する業務に係る電子計算組織の結合について（新しい学校づくり担当課）
 資料 2
 (5)諮問第 22 号
 区立幼稚園に関する業務に係る電子計算組織の結合について（新しい学校づくり担当課）
 資料 2

その他

6 発言内容

（会長）

それでは定刻になりましたので、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を始めたいと思います。第 6 期の第 7 回になります。この間 3 月 11 日の大震災の影響もあり、前回は延期させていただいたという経過がございます。今日は、お手元の諮問事項につきまして、審議をお願いする予定にしております。今日は議事に入ります前に、事務局の方からご挨拶があるということでございますので、よろしくお願いいいたします。

（総務部長）

皆さん、おはようございます。平成 23 年度初の情報公開および個人情報保護運営審議会になります。本年度もどうぞよろしくお願いいいたします。先ほど会長からお話ございましたように、前回 3 月 14 日の会議につきましては、東日本大震災が 3 月 11 日に発災して、まだ交通機関も非常に乱れている状況であり、大きな余震も予測されている中でございましたので、急遽中止、延期と

させていただきました。その後、震災関連につきましてはもう2か月以上たちますが、マスコミ報道等、皆さんご案内のとおりなかなか復興への道筋が見えない状況がございます。こういう中で練馬区としてできることをやっていかなければいけないということで、早急に取り組まなければいけない課題はまず、今回の震災を受けて、区民の皆様生活を守るために、命と生活を守るために地域防災計画、これの見直しを今年度中にしなければいけないと考えております。これが一点です。それからもう一点は被災された方々そして被災地です。被災者の方、被災地にできる限り支援を続けていく必要があると思います。これにつきましては、被災者や被災地の状況を踏まえて、そのニーズに合致して生きる支援を区独自そして23区が連携して、そして東京都と連携して、行っていかなければいけないということで取組を進めております。多分、被災地の方でも間もなく早い時期に、夏前には復興計画作りに入ると思いますので、そうした計画作りへの区としての支援をしていく。そして支援した経験を、区の計画作りに活かして進めていかなければならないと思っています。そしてもう一つは、区民生活に非常に大きな影響を与える喫緊の課題というのが、夏の節電対策であります。先週の新聞報道等でも国の方がやっと7月から9月のピーク時における電力、使用電力量の15%を一律削減という方針が固まりました。これについて、当然区として率先して、この目標を達成するための様々な取組、それも区民の方々に極力影響を与えないよう、例えば施設の利用についてなるべくご迷惑をかけないように様々な知恵を絞り、組み合わせで実現していくということを今、計画作りを進めているところで、これを5月中に計画を策定する目標で今進めております。国の方針は7月からということですが、区としてなるべく早めに作り、区民の方々にお知らせする必要があるだろうと。そういう取組を区がまずお示しして、区内の事業者の方そして区民と一般家庭の方々にもそれぞれの立場で節電の取組をお願いしていかなければならないと考えております。このような課題がありますが、この情報公開および個人情報保護運営審議会につきましては、この制度に基づく制度の適正な運用が図られるように委員の皆様からいろいろご指摘ご意見をいただいて、進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいいたします。なお、4月1日付けで、情報公開課職員一部に異動がありましたので、この件については臼井情報公開課長から報告申し上げます。本年度もどうぞよろしくお願いいいたします。

(会長)

(情報公開課長)

はい、ありがとうございました。それでは、お願いいいたします。

— 情報公開課長より人事異動に伴う事務局職員の紹介

- を行う —
- (会長) それでは、今日の議題に入らせていただきます。諮問事項 5 件となっております。最初の諮問第 18 号および第 19 号については関連しておりますので、一括して子育て支援課長さん説明をお願いします。
- (子育て支援課長) — 児童手当等に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 1 に基づき説明 —
- 医療助成に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料 1 に基づき説明 —
- (会長) ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。
- (委員) (1), (2) 一緒でも良いですか。
- (会長) ご一緒が良いです。
- (委員) 委託先ですが、もう 5 月になっていますが、まだこの時点でも決まってないということですか。
- (子育て支援課長) 委託先でございますが、現在、人材派遣でこの部分に対応しており、人材派遣を行っている事業者そのまま随意契約で、業者を指定して契約しようと考えております。
- (委員) 医療費助成の方の 2 枚目ですが、まず 9 ページに業務委託の流れの中に申請書をコピーするとありますね。これは片方で再度保管することになっている訳ですが、保管する以前にその保管した書類を使ってコピーをせずに、業務するという事は出来ないですか。コピーするという事は、どうしても二重にデータが残ると思うのですが、このコピーするという業務を省くということ出来ないか、それが 1 つ。それから 15 ページで機材の貸与というのを最後におっしゃいましたが、貸与した後、このシステムが正常に作動しているのかのチェックについてです。貸与したままなのか、何かチェックが入るのかどうなのか、その辺をご説明ください。
- (子育て支援課長) まずコピーの件でございますが、確かにコピーをすることは二度手間になりますが、それを基に事業者に短期的に集中してやってもらおうということ。私どもでも原本を保管しておき、何かあった時に対応するために、コピーをすることです。基本的にはデータ入力専用のコピーということで、短期集中的に作業できる環境を作っているものでございます。
- (委員) 二つ目の答弁の前に。保管している申請書があるのだから、それを使えば良い事ではないですか。それを使うことに何か問題点があるのでしょうか。
- (子育て支援課長) 基本的には事業者が短期集中でやっているときに、区側で何か調べたいときに、作業中の用紙を引き出さないで済むようにと考え

- ています。区側で調べる必要があるときは、原本で対応させていただくということです。二つ目の質問についてですが、機材は定期的にチェックさせていただいて正常稼働しているか、問題ないかということはチェックさせていただいているところです。
- (委員) そのコピーした用紙は、当然シュレッダーなどで処分するのでしょうか。
- (子育て支援課長) 通し番号を振って、きちんと保管します。基本的に、原本は保管しています。作業用としてコピーは使っています。
- (委員) 原本とコピーについて、FAX でコピーしたりすると影が出てくるものがありますね。要するに原本なのかコピーなのかということはきちんと明記されているのですか。原本なのかコピーなのか分からないということなのかどうなのか。また、コピーを処理したという確認は、誰が責任をもってするのか教えてください。
- (子育て支援課長) まず、原本とコピーについてですが、基本的に色が違うという部分でしっかり区分けできるようになっております。事業者の方にコピーしたものをお渡しして、処理が終わった後にもう一回、回収して、区で処分しています。
- (会長) では他の委員の方、何かありませんか。
- (委員) 業務の中に封入作業があるのですが、封入作業では誤封入によって個人情報等が流出するということがありますが、正しく封入されたかのチェックは、誰がどこでやるのでしょうか。
- (子育て支援課長) 封入作業について、作業そのものは事業者の方でやっていただきますが、職員も立ち会っております。
- (委員) 封入に関しては、職員がダブルチェックというのでしょうか。まず事業者で封入と確認をやっていただいた後で、もう一度職員の方で改めて確認作業をするということによろしいですね。
- (子育て支援課長) 作業そのものを二重の工程でやると、委託する意味が薄れてしまいますので、基本的に職員の立会いの下でやるということでご理解をいただきたいと思います。
- (委員) 立会いということは、例えば封入を誤った場合は、区には責任はなくて業者の責任という意味ですか。
- (子育て支援課長) 当然、委託元は区でございますので、区の方で責任を負うということでございますし、誤封入はないように職員が立ち会ってダブルチェックするということでございます。
- (委員) ダブルチェックの中身ですが、封入作業を行うのは民間業者ですね。正しく封入されたかどうか最終チェックは業者が行うのか、区が行うのか、その辺の関係の説明が分からなかったのですが、どちらでしょうか。
- (子育て支援課長) 一回事業者が封入したものを、区がもう一回全部チェックすると

ということではなく、作業としてはチェックをしながら封入をしていくということです。中で区の職員が立ち会って、一緒に確認しながら封入をしているということになります。

(会長)

他にありますか。どうぞ。

(委員)

2点ほど教えてください。まず一つは、取り扱う個人情報の関係で、配偶者の有無と所得というのがありまして、この所得というのは何を求めているのでしょうか。それから二つ目はですね、9ページの既に委託しているデータ入力の部分と今度、今回新たに委託する業者は同一の業者でしょうか。それとも別の業者でしょうか。

(子育て支援課長)

まず、所得については、基本的には課税情報レベルのものを出していただくことになります。所得金額を記載してもらい、後は区で確認させていただくということになります。それからデータ入力の事業者については、別の業者に委託をする予定でございます。これは、長い間やっていただいて、専門性が高まっているという理由がございますので、別々に委託をさせていただこうと思っております。

(委員)

1点目にも、2点目についても疑問点があるのですが、所得の関係については所得制限があるかどうか为中心になるかと思えますので、その点に絞った形で検出するような形の方が良いのではないかとすることが一つ。それから、委託業者が二つになると、それに伴って秘密の保持という点が難しくなってくるのではないかと思うのですが、そういうことは十分検討されているのでしょうか。

(子育て支援課長)

所得制限については、所得制限にかかるか、かからないかをチェックするというところでございますので、基本的にはその内容に限定しての内容でご記載をいただくというところでございます。それからデータ入力の事業所を別の業者にしたのか。一つはダブルチェックという意味もございます。様々チェックしてきたところにさらに入力する業者がダブルチェックをかせせていただくという意味です。つぎに医療費助成の方については、短期間での処理が非常に重要になってきています。随時請求書がくるのですが、中旬までに通知を発送させていただいて、下旬に振り込むという一定のスケジュールがあります。データ入力を一日、二日でやっていただくということで、専門性の高い作業になってきてございます。そこで、長年積み上げてきたその事業者にきちんとやっていただくということでございます。

(会長)

他に意見はありますか。

(委員)

9ページの償還払い業務のところ、今回口座確認業務を委託されるということですが、この業者も違うということですよ。こ

のデータ入力、入力されたデータを基に、データとコピーされた請求書に書かれている口座確認をしておられるのだと思います。一致しているかどうか。そうすると、具体的な業務としては、この端末を使って確認をされるのでしょうか。それともハードコピーでやるのでしょうか。

(子育て支援課長)

このデータの中に、口座情報が入力されていますのでそのデータと、保護者からの請求書との照合というのが基本的な内容です。

(委員)

そうすると、この新しく償還業務を委託された業者は、データを入力された端末を使って確認されるのでしょうか。それを聞きたい。端末を使うのか、使わないのか。

(子育て支援課長)

基本的には端末を使わずに、データを出力したリストとの照合ということで、基本的にはその端末は、今回委託する業者については使わないということでございます。

(会長)

よろしいですか。どうぞ。

(委員)

そうするとハードコピーですね。ハードコピーをもってチェックをします。こういう形でいいですか。紙ベースのデータでチェックされているということですね。

(子育て支援課長)

データ入力の事業者と口座確認の事業者、これは別の事業者に委託をするということになります。データ入力の業者が入れたデータを出力した紙のリストを使って、請求書とのチェックをさせていただくという内容でございます。

(委員)

そのペーパーは、その請求書コピーと一緒に保管しておくのですか。それともすぐ廃棄されるということですか。

(子育て支援課長)

それについては作業が終わり次第、廃棄をさせていただくということでございます。

(会長)

他の委員は、何かご質問はありませんか。はい、どうぞ。

(委員)

全体的なことの一つ確認させていただきたいのですが、今回委託については、既に派遣で、人材派遣で出来たことを一括で業務委託をするようにするというお話だったと思うのですが、人材派遣法の規定の問題もあってのことではないかと思うのですが、他にも多分、人材派遣を入れているところがあるかと思うのですが、今後そういった人材派遣をやっていた業務に関しては、全て委託という形になっていくのでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(総務部長)

今、委員ご指摘の点について、まさに人材派遣法の規定によって、確か3年という時限がございまして、人材派遣による業務を続けていくということは法令上できないということがございまして、その後、どうするかというところで、今回のように業務委託に切り替える選択肢もございまして、業務の内容によって、最適な方法

を選択していくということになります。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

そうすると、「全体として人材派遣に関しては、こういった形でやりますよ」という様な決めがある訳ではないということですね。分かりました。それからもう一つ。子どもの関わる手当の中で、申請によるものと区の方からその事象が起こった時に申請書が送られているものがあったと思いますが、例えば子育てスタート応援券は、区から送るというお話で、それは出生届とリンクをしているので戸籍とつながっているのかなと思うのですが、今回出ている手当の中で、そういった戸籍とつながっているものというのは、何があるのかということをお伺いしたいと思います。

(会長)

はい、どうぞ。

(子育て支援課長)

基本的に手当関係は、申請主義ということですが、住民票とつながっているというものは特にございません。基本的には、申請主義で申請していただきます。児童手当が子ども手当に変わる時には、児童手当のデータから申請の投げかけということは例外的にさせていただきました。

(会長)

はい、続いてどうぞ。

(委員)

第3子出生祝金などは、かなり働きかけをしているという様なお話を以前伺ったことがあるのですが、子どもに係る手当というのは、知らないとなかなか厳しいという思いがあるので、なるべくきちんとお伝えできるようにしていただきたいということをお願いとして申し上げておきます。

(会長)

子ども手当等の広報活動は、今までどのような形でこられたのですか。参考までに。

(子育て支援課長)

子ども手当につきましては、なかなか最終的な点が詰まらないということで、今年も実は直前までつなぎ法案ということもございましたので、ギリギリでございますけども区報やホームページでなるべく丁寧に、ご案内する様に努めていきたいところでございます。今後も、10月以降はどうなるか分からないという様なこともございますので、丁寧にのご案内していきたいと考えております。

(会長)

はい、どうぞ。引き続いて。

(委員)

この問題には直接関係ないかもしれませんが、今の申請主義という話に関してですが、今回の震災で、震災に関してもイレギュラーなことで、私は子育てサークル、練馬区でいくつかコーディネートしていますが、震災の後にサークルをやったときに、みんなの意見を聞いた時に水の問題がありますよね。乳幼児に関してだけは毎日3本でしたか、水を配るということがあって、そのお知らせというのは、私は練馬区の安全・安心メールに入っていた

のでその内容を知って、もし知らない場合にどうしようと思ったので、一応サークルの人達にはそれを回しました。すると、案の定、知らない。一週間くらいでしたかね、配るということでその日に行けなくても翌日行けば前の日の分ももらえるというような情報とか、袋を持ってきてくださいとか。こういう児童手当とか期間に余裕があるものは、申請書の送付とか色々なアプローチが出来ると思うのですけれども、今回、緊急のことですよね。緊急で知らせなければならないときの情報公開。伝達の方法について、今後どのように考えていらっしゃるのか。今回、どのようになさったのかということをごちょっと伺いたいし、今後そのあたりをしっかりとやっていただけると安心だと思うので、お願いしたいと思います。

(総務部長)

東京都の浄水場が放射能で汚染されて基準値を超えたということで急遽東京都からペットボトルを配っているときの対応についてだと思えますが、それに限らず、今回の震災で様々なことについて区民の方々に、色々なお知らせをどうやって届けるかということは大きな課題であります。これは区議会からも指摘されているところであります。例えば防災無線、これについても非常に聞き取りにくいということがありまして、例えばマンションなどで窓を開けていても聞き取りにくいこともあります。区報についてもなかなか区民の方全員が見る訳でもございませんし、ましてや、ホームページ、これは即時性がありますけれども、高齢者の方々等、なかなかお使いになっていないという状況がありまして、どのように素早く区民の方々に必要な情報を届けるかというのが大きな課題であります。これについても、地域防災計画の見直しの中で、検討してより良い方策を見出していかなければいけないと思っております。例えば、高齢者の方でしたら要援護者名簿に本人のご同意で登録していただいておりますので、そういう方に伝えるきめ細かく部分を確立していく必要がありますし、いわゆる災害要援護者の方ですね、乳幼児を抱えている家庭を含めて個人情報保護の問題もありますし、そういうのをクリアしながらどうやって必要な情報を定めていくかということが重要だと思っております。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

付け加えですが、ホームページ等、伝達の方法というのは今かなり多くなっているのですが、今回のことで思ったのは、チェーンメールがありましたよね。コンビナートの云々っていう。あのチェーンメールは、不幸のチェーンメールでなくて、良かれと思って「みんな危ないから気をつけてね」ということで、すごく広がってしまって、子育て世代の方々にかなり広まったことな

のです。今回そのことに関しても、色々な事に関して、私が送ったときにメールも最近信用できないけれども、私から送ったから、ちょっとそれは安心できたという感想もあって、そういう意味でも信憑性、信頼性という意味でもかなり気を遣うって行っていただくと、区民も安心かなと思うので、その辺りもお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(会長)

非常に大事な問題で、今後重要な課題だと思いますので、引き続き関係当局、善処、ご努力をお願いしたいと思います。練馬区に津波は来ないと思いますが、津波注意報が、今回の東日本大震災でも市の広報なり町の広報が届かなかったり、聞こえなかつたりと色々言われていますね。こちらの町ではその児童手当の問題その他色々ある訳ですけども、伝達方法というのは、これは人口も多いし、高層化している住居もあるし、なかなかこれから大変だと思いますけれども、インターネットの問題も若い世帯ほど、普及していますが、高齢者の方は、必ずしもというのもあります。これからの課題だと思います。他にどうぞ。

(委員)

児童手当を今申請している人はどれ位いるのか教えてください。

(子育て支援課長)

子ども手当ですが、昨年の受給者数を参考にご紹介したいと思いますけれども、昨年の年末時点で、大体8万7千人でございます。新規で、大体9千人くらいでございます。

(会長)

他にはございますか。どうぞ。

(委員)

それは、受給の資格のある子どもあるいは児童の何%位が申請してくるのですか。

(子育て支援課長)

子ども手当については、基本的に所得制限がないということもございまして、申請があった方には、必ず何らかの形でお支払いをするということで、ほぼ対象になる方は全員手当を受けていただいています。ただ、公務員の方は、その勤め先の所での申請となっておりますので、その方は、除かれるということもございます。

(委員)

手当を受ける方は、申請をしなければいけないのですが、その申請をし忘れた場合、子どもを持っている世帯に100%支給する仕組みではないですね。

(子育て支援課長)

区は対象者のうち、公務員が何人いて、結果的に8万7千人全員かどうかというところは把握していないというのが率直なところですね。多分、おっしゃるとおり100%必ずということではないと思うのですが、私どもの想定では、ほとんどの方がご申請いただいていると思ってございます。ただ、確かに100%ではないということもあるので、今後引き続きご案内はきちんとさせていただきたいと考えております。

(会長)

他にどうぞ。よろしゅうございますか。もし、他にご質問がなければ、ただ今の諮問案件については、原案通り承認ということで

進めていただきたいと思います。それでは、つぎに諮問がまだあります。諮問事項 20 号、21 号それから更に 22 号。関連していません。新しい学校づくり担当課長さん、一括してご説明をお願いいたします。

(新しい学校づくり担当課長) — 区立小学校に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 2 に基づき説明 —

— 区立中学校に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 2 に基づき説明 —

— 区立幼稚園に関する業務に係る電子計算組織の結合について、資料 2 に基づき説明 —

(会長) はい、ご説明ご苦労様でした。それでは、ただ今のご説明に対する質問ご意見を承ります。諮問事項 3 件まとめてということによるしいと思います。よろしくをお願いします。

(委員) 3 点ほどありますが、最後におっしゃられた他の自治体の動向ですが、これは練馬区独自の方法のシステムなのか、やり方ですね。学校 IDC、これが一つですね。2 件目ですが、管理運営される 4 つのパソコンの中に取り込まれるデータの内容ですが、子どものことに関する事なのか、名前だけだとか、住所や家族まで含まれるのかどうなのか。要するにデータの内容ですね。3 点目ですが、ここにデータとして取り込まれたものは、その小学生なり中学生が卒業するまで、また卒業された以降何年間か保有するのか、卒業した時点で削除されるのか、それとも 3 年後、5 年後とか年度で決めているのか。その 3 点について聞かせてください。それでは、お願いします。

(会長)

(新しい学校づくり担当課長) まず 1 点目でございますが、他市自治体の動向でございますけれども本日お願いいたします学校 IDC につきましては、他の自治体も同じような形で取り組んでいるという状況がございます。練馬区だけが新たなことを始めたということではございません。それから、4 つのパソコンの中に取り込まれるデータですが、これは資料の中の別表送信項目の中に表示させていただいてございますが、児童の関係、それから保護者の関係等も含むような形になります。それから 3 点目のデータの関係でございますが、子どもたちのデータによりますが、指導記録といいますが、従来の指導要録の中身が一定データ化されるという風に受け止めていただければよろしいかと思えます。そういう面で保存年限 10 年なり 20 年なり法的に求められている部分がございます。その部分についてはその期間の保存が法的に義務付けられているということでございます。以上です。

(委員)

すみません。

(会長)

はい、どうぞ。

- (委員) おっしゃられた中で、家族のものも含まれるとおっしゃっていましたが、家族のどの程度までのデータが含まれるのか教えてください。
- (新しい学校づくり担当課長) 通常、学校の名簿等で保護者の名前や続柄という形で表示しているもの。連絡先あるいは今の金融関係で預かっている部分の口座番号等です。
- (委員) 口座番号というのは、教材費の振込等に対してのデータということですね。例えば年収がどのくらいある等というところまで入りますか。どこまでが範囲となるのでしょうか。
- (新しい学校づくり担当課長) 資料2の3ページ等に表示させていただいております口座番号と申し上げたのは、学校で徴収しているお金がございませぬ。口座引き落としをする際の、該当する口座の情報ということでありまして、年収云々の情報ということではございませぬ。
- (会長) 他にどうぞ。
- (委員) 新システムの件ですが、この練馬区の公立小中学校に在籍する生徒の全てが対象になり、しかもかなりセンシティブな情報まで入っています。平均点だとか、身長だとか、指導に関するところもですね。それから病気や障害というところも全部含めていわゆる個人情報。それから兄弟、姉妹の情報、保護者の情報、電話番号。あらゆる世帯情報がここに入ってくるということだと思っておりますね。そうすると、このリスクですね。リスクと単に書かれています。データの保全とそれから業務の円滑な遂行に支障があるという、いわゆるリスクとその効果ですね。この考えからしますと、練馬区の小中学校の児童を持っている家庭情報が、全てここにアクセスすると分かるということで相当の情報ですね。外部からの不正アクセスという事件が今、起きています。住基情報以上に、詳細な情報がここに入っているということをも、よく認識しておく必要があると思います。また、国としてこの方針を示しているということですが、国として何か考えているのか。答申だけ出してですね、方針だけ出して、後は各自治体にお任せしますという方向になっているのか。それともこのような形でやるようにと、もっと具体的に示されているのかどうか。それからどのような業者なのかということが、私は意外に大切だと思っているのです。それから、もう一つは、これだけの情報ですから、失われると大変ですから、さきほど二重化という話がありましたが、バックアップセンターですね、例えば、関東に一つあり、例えば大震災があっても大丈夫ですと。関西の方にもう一つバックアップセンターがありますとか、そういうことがきちんとできているのかどうかですね。そういうことも含めて、データの取り扱いについて教えていただければと思います。

(新しい学校づくり担当課長) 業者につきましては、プロポーザルにより現時点で優先事業者が決まっています。契約に向けて、細かい部分を現在交渉中ではございます。6月には契約を締結したいと思っております。大きなベンダー企業ということでございます。それから、情報の管理でのリスクと効果ということでございますが、国の方としては、全体的に例えば電子教科書の様なことを進めるとか、あるいは授業の中身を充実させていく。教育発信システムを活用するとか、システム自体を全体的にデータセンターでのやり取りによってネットワーク化することにより、その基盤を作るということが非常に重要であるということで進めてきているものでございまして、先ほどお話にありました、国としてこれではいけないというようなものを示しているわけではございません。

ただ、一方でこの教育のICT化につきましては地方において進んでいる状況が一つございます。いずれにしても、教育環境の部分で子どもたちの分かり易い授業にしていくためにはインターネットの活用も含めて、授業の中で活用できるような環境が求められていてきているということでございます。それから現在ある4つのシステムについては、語弊があるかもしれませんが、学校任せで管理をしていただいているという状況でございます。管理については、やはりネットワーク化をして、区の方として一体的に教育委員会の方としてセキュリティを確保していくということが重要であり、また、必要性が高いという判断をさせていただきます。もちろん、それに当たっては、最大限の現状の中で技術的に取り得る最大限の対応をセキュリティ面でおこなう必要があると考えてございます。恐縮でございますが、セキュリティの細かい部分につきましては、情報政策課長から説明をします。

(情報政策課長) システムの関係ですが、国の方としては、先ほど申し上げましたように、IDCを使うことについては、国として出していますが、具体的にこういうシステムを作ったら良いとか、このようなシステムが望ましいというようなものは国として出してございません。これは住民情報システムと同じような話で、基本的にはそれぞれの自治体でやるということになっているということと統一的なシステムの基準みたいなものは、現在ないという状況でございます。あと、バックアップ等の問題でございますが、今回そのようなことも含めてデータセンターを使うということでございます。今回使用の中で提案要求書という形で、私どもで作った中でデータセンターの設置要件については、例えば立地条件としては、河川とか海とかから離れている、活断層の直下にはないといった条件や、耐震、もしくは免震構造であるとか、耐火について、

停電時の電力供給についてなど、セキュリティ関係についても非常に細かい仕様書を作り、それを基にプロポーザルをしているところでございます。今回のプロポーザルの参加業者については、基本的にこれに適合すると考えてございますので、セキュリティの関係からも、データの保存ということについても、非常に高いレベルが確保できるものと考えているのでございます。以上でございます。

(会長)

はい。ではどうぞ。

(委員)

質問といいますか、こういった近代的な機械設備を作り、ICTを使つての授業の充実ということが一つありますね。そういうことで子どもたちの学力を高める興味関心を高めるために活用するというのが一点と、もう一つは今まで学習それぞれの指導要録っていうのがございましたね。それは、極秘であつて流出はしないということで、学校できちんと管理していましたが、それを事務が非常に多忙であると、教員がそれぞれの子どもたちの書いてある内容に向き合う時間が不足してしまうということで、出来るだけそれをデータ化して、そして極秘という事をしっかり考えた上で、これからやっつけていこうと。そういうことが基礎的な考え方でございますか。本質的には、特に今までと変わっているという事は、ただICTを使つてそのもっと広範な指導内容をきちんと活用するという意味が一つとそれから事務的な負担の軽減で、子どもの情報を、今まで極秘に扱われたものも、こういうところにしつかりと保存して管理するという事でやっつけていくという方針と理解してよろしいでしょうか。

(新しい学校づくり担当課長)

今、ご指摘いただきましたとおり、1点目は、授業の充実といたしますが、まさに子どもたちへICTという新しい環境の中でのよりレベルの高い授業といたしますか、内容の濃い授業を進めていくということです。2点目としては、指導要録に限りませんが、学校においては細かな業務が色々あり、非常に先生方は多忙という状況にあります。そのため、子どもたちと向き合い授業を充実させていくという部分ももちろんありますが、それ以上にといったは言い過ぎかもしれませんが、データ化することにより、処理の簡素化といたしますか、事務処理を一定簡素化することによって、それがプラスアルファとしてホームページ等々、学校からの通信等を出すのもより行いやすくしていくということにより、情報発信力を高めていこうということです。そのため、機械化させてまいりたいと考えております。

(会長)

よろしいですか。ちょっと質問させてください。さきほどのご説明の中で、いわゆる保存期間について、個人情報のIDCに入れた教育関係情報の保存期間、これは各法律によって、決められてい

- まずということで答えが終わっていますが、例えばどういう法律では何年になりますと、分かる範囲で紹介していただけますか。
- (新しい学校づくり担当課長) 今、手元に資料は持ち合わせてございませんが、一番長いのは指導要録という認識をしています。
- (会長) 指導要録ですか。
- (新しい学校づくり担当課長) はい。その指導要録については、一斉に方針が決まっているという部分がございますので。
- (会長) 具体的に言ってください。
- (新しい学校づくり担当課長) 20年だったと記憶してございます。
- (委員) それは短くなっているはずです。きちんとしたデータをお出しになるとよいかと。このごろは保存期間が非常に短くなっていると思うのですが。前は20年でしたが。
- (会長) その質問の懸念するところは、このIDCに入れられた情報が、しかも学校関係の情報がどこまで保存されているのということです。子どもはどんどん成長して小学校中学校を卒業していく。卒業した後、何年も何年も大人になるまで、また大人になった後も、もしかしたら、死んだ後も残るのかと、そういう懸念があると思うのです。その辺は、どうでしょうか。
- (情報公開課長) ただいまの部分につきましては、不確実な情報を提供しますと、判断に迷いも生じるかと思いますので、年限については、次週の会議にて、ご報告させていただきたいと思います。
- (会長) 次回の予定もありますから、その時で結構です。ぜひ、お願いいたします。
- (委員) よろしいです。それで。
- (会長) よろしいですか。お待たせいたしました。
- (委員) この間、全体的に4つの情報システムがあって、それぞれのシステムにまたがる情報等を採取するという場合は、USBメモリなどを使って採取すると。このUSBメモリは持ち出し禁止ということでしたが、個人情報、学校教育の関連するところで流出していたという懸念があったということは私ども十分に自戒いたしたいものです。このようなUSBメモリ等の持ち出し紛失による個人情報の流失問題はどうか対処しなければならないかという問題は、とても大きな課題だと思っています。それとあわせてこのデータ管理等の一元化ということによって、さらにまた個々のUSBメモリによる流出に限定されないもっと広範な情報が一気に大量に流出する気がします。私は懸念問題としては妥当と思っているのですね。そのような中で、13ページの個人情報のプロセスについて、仕様書の要点というところで、見させていただいて、2番のネットワーク要件に「校内のネットは用途に応じた構成とし、各ネットワークの利用は、アクセス権限の付与により制御する。」

となっていますが、この中で、例えば1年生の特定の組のある個人の成績等のデータは、別の学年の先生が見るということが出来るようになってきているシステムなのかどうなのかがまず一点あります。それから、学校 IDC との関係で、教育ネットワークに関連してそれぞれの別の学校の指導に当たっている先生方が、別の学校の生徒、児童のことについて、触れることが出来るようなシステムになっているのか、いないのか。それから、教育委員会事務局が特定の学校の特定の個人のデータを見られるようなシステムになっているのか、いないのか。そして、このサーバーを持つ民間の業者のところで、特定の個人、特定の児童・生徒の情報等にアクセスできるような体制になっているのか、いないのか。この辺の環境は、どのようになっているのかについて、概要的な説明をもう一度改めてお願いしたいのですが。

(会長)

はい、どうぞ。

(新しい学校づくり担当課長)

まず、1点目でございますが、学校内では、見られる状況でございます。それから2点目の他校との関係でございますが、学校ごとに完結してございますので他校からは見ることは出来ません。それから3点目、教育委員会との関係ですが、これは事務局の方から基本的には見られないという形でございます。それから民間事業者については、メンテナンスの関係で、データ自体にアクセスする事はございますが、基本的に中を見る作業は一切ございません。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

同じ学校の別のクラスの情報等にアクセスした場合には、ログで全て記載されているということで良いのかどうなのか。誰かどのデータを作業したかが全て載って、情報として残るシステムになっているのか、いないのか。その辺は改めてどのような感じでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(新しい学校づくり担当課長)

全て、ご指摘のとおり、記録されています。

(委員)

ログとして保存されている年限はどの位ですか。この他のクラスや学年に児童・生徒の情報にアクセスした場合、どの位保存されるものですか。その辺はどうでしょうか。

(新しい学校づくり担当課長)

ログについては、その5年をベースに、まだ契約出来てございませんので調整を進めているところでございます。

(委員)

情報の一元化という事は、非常にやはり危険な問題が多様にはらむ問題があると見聞きしているところです。こういう点では、一元的な対応をされることによって、情報の流出が起らないように、チェックは誰がどのような形でしているのかというところでは、各学校任せにしていると、なかなか曖昧になってきます。こ

れまでも学校ごとの対応ということであったのですが、統一的な対応として各学校に指針みたいなものは存在しているのでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(新しい学校づくり担当課長)

現在、個人情報の扱いにつきましては、一定のものを決めてございます。当然この環境が変わるわけでございますので、それに合わせて規定整備をきちんとしていく必要がありますし、また、そういうことで進めていきたいと思っています。また導入に当たっては、研修等もきちんとしています。導入時の操作説明を兼ねての研修、その中には当然セキュリティ面の研修等も含めて行っています。研修等については、セキュリティ面に関して、継続的に行っていくという形になります。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

冒頭にお伺いした、触れさせていただいた USB メモリとの関係ですが、今後、USB メモリについて一切使えないシステムになっていくのか。その辺はどうでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(新しい学校づくり担当課長)

私どもとしては、一切使えない形を取りたいところですが、実際先生方の研究発表等や、写真のデータ等のこともございますので、個人情報を含まない形での USB の一定使用もある程度はやむを得ない部分もあろうかと思っています。原則的には、それを限定的に扱うということで対応させていただきたいと考えております。

(会長)

はい。

(委員)

USB メモリを使ったということについても、記録が残る形になっているのでしょうか。どの情報が USB メモリに取り込まれたということが、残るシステムになっているのでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(新しい学校づくり担当課長)

システムは残る形でございます。また USB メモリの使用については、校長の許可という形を取ろうと思ひ、今進めているところでございます。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

全体として、情報の中身そのものがセンシティブな情報を含めた大変な情報が満載されているシステムですよね。この辺に関しては、全校でシステムが3年間段階的に導入されるということもありますが、今後のあり方という点でも、どのような形で個人情報の保護を、全教職員に徹底していくかという問題は、私は非常に大きい課題として残っていると思います。その辺の指針や対応といった問題についても、まだまだ今現在導入を図ろうとしている段階ですが、今後については是非、審議会の中でもどのような指針

をもってこの問題の対応を現実に対応しようとしているのか、処理していく中で出てきた問題等についての対応策をどのように進めていくのか、というようなことも順次今後の報告事項の中に入れていただくようにご配慮いただきたいと思いますのですが、その辺いかがでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ。

(新しい学校づくり担当課長)

先ほども申し上げましたとおり、モデル校での実施を踏まえて、全校に展開していくと考えてございます。いろいろ懸念されている部分というのはあるというご指摘ですが、私どもも99校という大きなものを動かすということでございますので、その状況の中で、適宜この場に情報を出させていただくということになります。

(会長)

どうぞ。

(委員)

すごく素朴な疑問です。住基や福祉情報に関しては民間事業者にサーバーを借りて行うということではなく、非常に大きなネットワークのシステムですが、この教育委員会に関しては、なぜこのようになるのかという理由がよく分からないのです。そこをまず始めにご説明をいただきたいということと、特にコンピューターについては技術がかなり日進月歩で進んでいくわけで、今、教育委員会の方の説明を聞いていると、教育委員会にそういった情報管理に関するスペシャリストがいるというようには受け取れないのです。そうすると練馬区の中では、情報政策課という形で、情報を専門に扱っている部署がある訳で、そこが何で管理に直接的に関わらないのかという事もよく分からないもので、全体的な話で恐縮ですが、前提として少しご説明をいただきたいです。

(会長)

はい、どうぞ。

(情報政策課長)

まず、1点目ですが、ご指摘のとおり、住民情報システムそれから庁内の私ども職員が使っている庁内情報システムのサーバーというものがございまして、それは中村北分館にサーバー室があって、そこに設置しています。そのサーバー室の現状ですが、物理的にこれ以上サーバーが入らないという状況でございます。今回この非常に大きいシステムですので、今サーバーというのは1つ1つ小さいのですが、ラックといって大体大型冷蔵庫位の大きさの入れ物に入れて設置するわけですが、大体ラック6本位になるかと思っております。現状、中村北分館のサーバー室にそれを置くスペースは物理的にございません。ではどこに設置したら良いのかという事を検討した際に先ほど申し上げましたが、データセンターを考えました時に、例えば地震等に対する対策やセキュリティ対策について考えたときに、現在ではデータセンターを使うのがセキュリティ上一番望ましいだろうということでご

ざいます。例を申し上げますと、今回の仕様で要求させていただきました、例えば警備員が 24 時間 365 日常駐する、それから入退室管理警備が行われている、手荷物の持ち込み検査を行うこと等々といったようなことについて、非常に厳格なセキュリティ対策を求めています。このようなことがデータセンターであれば、可能であるということから、データセンターを活用ということが、妥当であると考えました。それから情報政策課の関わりでございますが、今回所管課が教育委員会ということですが、私ども情報政策課が関わっていないことでは勿論ございません。今回のシステム構成を考える場合に私ども情報政策課も入って検討しました。また、プロポーザルの選定については、私、情報政策課長も選定委員会に委員として入っています。ただ、運用としては、私ども事務系の主な職員と学校の先生で勤務形態等々がかなり違うということで、私ども職員の方で情報セキュリティポリシーという、職員が守るべき情報セキュリティに関する基準というものを定めております。そこが事務系の職員と教員では若干異なってくる部分がございますので、その辺も含めて基本的には運用については、教育委員会の方で行うこととしてございますが、勿論私どももアドバイス等をしながら関わっていくという事でございます。以上です。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

物理的にサーバーが中村北分館に入らないからデータセンターを活用するという理由だけで良いというのは、私はすごく疑問です。特にこれだけ大きなシステムで子どもに関わる情報ですから、例えば情報漏洩したときに、どのような問題が残されるかということは、大人以上にセンシティブだと思うのです。その中で、勿論契約上は練馬区に一義的な責任があるのですが、今、教育委員会の方のお話をされた様な知識や認識できちんと子どもの情報が守れるかということについては、私は疑問なので、この件に関しては、やはり慎重に検討するべきではないかなと思います。

(会長)

はい、どうぞ。

(情報政策課長)

すみません。若干説明が適切でなかったかもしれません。物理的に入らないという理由だけで今回考えたわけではございません。二番目に申し上げたセキュリティ要件というのも非常に大きな理由でございます。勿論、私ども、中村北分館でも入退室管理ですとか、サーバー室に入るとき等、厳しいセキュリティ要件を課してございます。今回データセンターを活用することによって、中村北分館以上のセキュリティが確保されると考えているところです。その点も含めて、今回データセンターの活用ということ

- で提唱させていただいたということでございます。以上でございます。
- (委員) セキュリティ環境が民間事業者の方が低いということが言いたい訳ではありません。勿論その中村北分館が建ってから時間が経っているわけですから、設備的に民間の方が、セキュリティ効果が高いということはその通りなのだと思います。私が言いたいのは、やはり練馬区が、区民の情報というのは財産ですから、それをどのような立場で守るのかという姿勢ですね。これで良いのかということに疑問を持っているということなので、それは意見として申し上げておきます。
- (会長) はい、分かりました。お待たせいたしました。どうぞ。
- (委員) すみません。もう時間もだいぶ経過していますので、手短かにお願いしたいと思っております。色々情報システムの大規模化と申しますか、またクラウド化というのは効率の観点からいいにしても、また現場で活用する観点から言っても、これはやはり今後避けて通れない道かなと思っております。23区の中でこれまでどれ位の区が今回と同じような動きをしていますか。分かりますでしょうか。
- (会長) はい、どうぞ。
- (新しい学校づくり担当課長) 先ほど、例で挙げさせていただいたところは、完全に私共確認が取れているということで、そういう面で途中段階といえますか、着手としては半分以上の区が何らかの形でこのような動きを始めていると聞いてございます。
- (会長) よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
- (委員) やはり、全区、それから全国的にも、今後こうした動きというのは展開してどんどん広まっていくだろう。また、現場もそれに伴って色々活用する方法として本当に効率化が進められるだろう。ただその反面、先程からセキュリティの問題で、皆さんご懸念をお示しですが、同様な課題としてソニーの問題なんか見えますと、専門であるあの企業ですら、穴を空けられてしまったのかという感想はですね、皆さん強いのかなと。それと是非そういったセキュリティ面について留意をして準備を進めていただきたいと。それと予算の関係で言いますと、従来のシステムと新システムと出来上がった形で比べるとどれ位差があるのか。また、この財源ですが、どのような構成になっているのか、教えていただけますでしょうか。
- (会長) はい、どうぞ。
- (新しい学校づくり担当課長) 構築に当たっては、経費がかかる訳でございますが、ランニングベースですと、新しいシステムが動き出しますのは9億から10億円。年単位でかかる形です。従来の今の状態を継続した場合、

その半分の5億円程度が必要になってくるという様な状況でございます。そういう面では、当然増えているという形でございます。それから、財源でございますが、先程も少し触れましたが、地方が進んでいるというのは、地方交付税の関係で算定されているということです。23区以外の地方ではさらに進んでいるという状況でございます。23区につきましては、財調の中でみられているということでございます。残念ながら、財調算定されたからといって全額が交付される訳ではございませんけれども、そういう状況でございます。以上です。

(会長)

分かりました。それでは、副会長からお話があります。

(副会長)

質問一つとそれから若干の感想ですが、質問は話が出たかもしれませんが、学校 IDC という組織の位置付けですが、これは、学校教育部というよりも、機関として作られるものですか。それとも、完全外部組織、民間施設でしょうか。お話があったのか聞きそびれてしまいましたけども。まず、1点先に質問いたします。

(新しい学校づくり担当課長)

民間の委託先とデータセンターの一部分を、区が専用して使うという形でございます。民間施設の一部分を区が占有で使うために確保するという形でございます。

(副会長)

その行政組織としての一部なのか、それとも民間的な法人組織なのか。要するに公的施設か私的施設かについては、どちらでしょうか。IDCについて、民間業者に業務委託するっていう話がずいぶん出てきましたね。それと同じような狙いでそういう IDC を作って、それで委託するという意味なのか、この IDC は、完全に市役所や区役所の内部組織の一部として作るのかと。その点について何か聞かれたり、話ができましたか。話が出ていないとすれば、そこを教えてください。

(新しい学校づくり担当課長)

お答えになるかどうか分かりませんが、民間施設を借用してそこを私どもが使用します。委託契約を結びますので、その施設自体を部分的に教育委員会の方が使うという形で専用の場所となります。

(副会長)

組織は何ですか。法人ですか。

(新しい学校づくり担当課長)

企業のものです。

(会長)

株式会社ですか。

(新しい学校づくり担当課長)

そうです。

(副会長)

そうですか。分かりました。委託先の選ばれ方について、前に聞いたことがあります。この業務委託とそれに伴う電算結合というのはやっぱりプライバシー保護の観点からみると大きな問題だと思います。しかし、民活とか規制緩和の現在の流れのなかで、事務量が増える区政として外に仕事を出さなければならない必要性もある。その場合、管理行政に関する単なる事務の手続きの

一環として委託するのだから、役所でやる必要はないだろうという判断だと思えます。権力行政的な仕事には、絶対近づかせないようにするというのが一つの方針でした。ところが、前回話がでた後期高齢者の窓口業務についての案件は、準法律行為的行政行為の受理で権力性はありませんが、受理は拒否できますので、拒否すると、そこで権力性を帯びてくるということで、どのようにするのですかという質問を前回私はしましたが、役所職員が全部相対してやりますよということだから、権力性はないだろうということで、そのまま話を済ませたのです。しかし業務委託が広まってくるとけじめがつきにくくなる。そこで別表類似として委託するというのではなくて、一度整理する必要があるのではないかとということで、練馬方式を作ってやろうかなんて話もしたことがあるのですが、業務委託一辺倒という考えでは電算結合はプライバシー侵害の一番大きな原因を作ることになりますので。それについて、練馬方式を作ったらどうか、例えば受託者は準公務員として考えるとかということです。業務委託が重なってくると個人情報保護についての捉え方が変わってくるということです。今日は時間があるので若干の感想を述べますと、行政情報公開それから個人情報保護。この関係は、もうお分かりになると思いますが、知る権利に対して、プライバシーの権利を守る。知る権利で何でも教えられては困る。だから、個人情報については秘密にする。相対抗する正負両方の問題をこの審議会で一緒に議論しているはずですが、議題のすべてがプライバシー保護です。プライバシーの権利というものを考えると、昔は要するに「そっとしておいてくれ」という権利である。「私生活には触れないでくれ」という権利、そして自己情報のコントロール権です。しかし、区役所の給付行為が増えてくると、区役所としては、プライバシーの広い領域にわたって調べないといけなくなる。場合によって。結合されて一か所に集められると個人の事情というのが丸裸になるのです。庁内で個人情報をもっているのは仕方ないが、外部に絶対漏らしてはいけないということで、情報公開から外されましたでしょう。公開請求があれば墨で消して出すと、こういう事をやってきましたけど、業務委託という形で、民間にこの情報が流れ出したら、情報公開とプライバシー保護の対抗関係が崩れて、プライバシー保護の重みが弱くなる。その機関との関係については丸裸になる。ということは、相手方は誰か、私にとってはそれが一番気になる。相手によっては双方のバランスの意義まで消えてしまいます。その手続きについては、前回総務部長さんから丁寧な説明があったから、また、同時に区役所としては、そこについて慎重に手続きを踏んで、内部・内容的な事も含めて全部

調査しておられるのかもしれない。それについての専門業者みたいなものも、段々出てきて、それは例えば、今回の学校 IDC というのも一つなのかもしれません。そうなると、外部委託・電算結合が、単純な事務手続きに過ぎないことになり、この審議会にかかるわけです。外部委託の理由、業者との秘密保持契約が形式的に報告されて、イエスかノーかを尋ねられるというパターンが定まってしまっているという印象があります。要するに秘密が漏れますか、漏れませんかという事を、ここでいくら議論しても「漏れませんか、これだけの手続きを踏んでいますから。」と、こういう話になって済んでしまう。ただ、このことによって、どのような問題が出てきたか。プライバシーというものの意味が端的に個人生活については、「そっとしておいてくれ。」という意味では済まなくなってきたのではないかと。一か所に集まっていますでしょ。だから役所側にとっては、これは財産ですよ。公共的な財産。「官」の財産ではないですよ。「公」。「官」の財産ではなくて公共財産。公の財産と言っても「共」を入れないと間違えてしまう。公共の財産になっているだろうと思うのですね。個人情報にこれだけ集まると。情報公開がすでに行政参加のためというより、営業利益のための方に傾きつつあるのですから、これを利用しようという民間業者は必ず出てきますよ。現に受託先に「民間会社」とあった事例もありました。個人情報の受託会社が営利法人になってもやむを得ない。これに対してどうするのか。区役所としては、どのようにして接触して依頼していくか、どういう機関を選ぶか。財団法人も株式会社も、営業として考えている訳ですね。このように考えていきますと、慎重にやればいいじゃないかという意見があり、「こんなこと反対だ」という意見も出てくる。しかし、もしも公共財への接近をあるボランティア団体が住民参加、区民参加の一部であるように捉えますと、プライバシーの権利と住民参加とが、プライバシーの集まりという公共財をめぐって正面衝突します。最もこれが住民参加だという会社はまだどこにもありません。営業目的では対抗できないからです。市民団体が出てきて、「この仕事は、我々にやらせてください。これが住民参加の一番重要な点です。」なんて理屈をつけてやりかねない。そのような観点から受託先の如何については個人情報審議会で審議するときに、時々問題にして議論をしていただきたいと思い、お話ししました。

(会長)

我々が運用している根拠になっております条例の製作過程に、深く関与されてこられた副会長から貴重な問題提起がありました。大学に行かないと聞けない貴重なお話を、この審議会ではいろいろ聞くことが出来ます。色々なメリットがございます。行政にお

きましても、委員の皆様におかれましても、あるいは議会におかれましても、こういう混迷する現代において、深刻な問題があるのだという事を十分ご理解いただいて、今後も仕事に活かしていきたいと思えます。諮問 20,21,22 号、この 3 件について、十分ご討議いただいたと思えますので、提案どおりでよろしゅうございますか。

(委員) 今後の指針問題をね、委員会で報告をまとめた訳ですが、私は今後のあり方をどうなるかということを見守っていかねばならないと考えています。

(会長) 時間がありますから。今回は明確な時間の設定がありますので、ご質問については、継続してお願いすると。時間が時間ですので、これで継続していくと、また何時間かかるか分かりませんので、こういうところで今日はお開きにさせていただきたいと思えますが、情報公開課長の方からご報告もごございますので、審議会の討議そのものは終わりにしまして、報告に入りたいと思えます。よろしく願いいたします。

(情報公開課長) その前に、今の諮問案件でございますが、ご承認をいただいて、作業に入って良いという事でよろしいでしょうか。

(会長) そういう理解です。

(委員) 私は保留ということをお願いします。

(会長) 委員の中に一人、結論を出さない、賛否を出さない委員がいると。これを会議録に記し、それにより処理をしたいと思えます。したがって、諮問案件については原案どおり、全体としては承認という事で記録していただければと思えます。

(情報公開課長) ありがとうございます。それでは、次回の日程をご案内させていただきます。次回の審議会でございますが、申し訳ございません。来週 5 月 23 日(月)午前 10 時から予定しております。すでに委員の皆様方には、来週の案件表および資料をお渡しさせていただいておりますが、報告事項のうち、平成 22 年度におきます公文書公開の状況および個人情報保護制度の運用状況につきましては、本日資料が間に合いませんでした。大変申し訳ございません。水曜または木曜までに発送をする予定でありますので、後日お手元に届くと思えます。何卒よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

(会長) よろしゅうございますか。では、本日の審議会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございます。

児童手当等に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(練馬区個人情報保護条例第 13 条関係)

1 件 名	医療費助成事務および手当支給事務等の一部業務委託
2 委託内容	<p>手当等支給事務においては、対象者の拡大を伴う制度改正が頻繁に行われてきている。これに伴い増加した、1年を通して定型的に行われる業務、特定の期間に集中する業務を委託することで、窓口等における区民サービスの向上および支給までの処理時間の短縮を図る。</p> <p>内容としては、手当の認定請求および現況届に係る業務の一部ならびにこれらに関連する業務等を委託する。</p>
3 委託先	民間業者
4 委託開始年月	平成 23 年 7 月
5 所管課名	健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課
6 取り扱う個人情報	手当等受給者の氏名・生年月日・児童との続柄・障害の有無・配偶者の有無・所得、子どもの氏名・生年月日・障害の状況、受給者番号等
7 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、受託者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>添付資料「個人情報の保護および管理に関する特記事項」および「情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フロー図（手当等支給事務） ・総括仕様書（案） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項

区立小学校に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 業務登録名	教務に関する業務 指導に関する業務 保健に関する業務 管理運営に関する業務
2 事業内容	<p>現在、区立学校には、庁内事務パソコン、校務用パソコン、パソコン教室等の児童生徒用パソコン、教育指導用パソコンの4つの情報システムを整備しており、学校教育指導事務等の電算処理を行っている。</p> <p>これらの情報システムは、段階的にその整備が進んできたことから、管理形態がそれぞれに異なり、個人情報の保護措置を含むシステム管理上の課題も多く、業務の円滑な遂行に支障が生じている状況にある。</p> <p>そこで、学校、幼稚園および教育委員会事務局を結ぶ教育ネットワークを整備し、これらの情報システムを平成23年度から25年度の3か年で段階的に教育ネットワークに移行(接続)するとともに、機能面の充実を図る。</p> <p>教育ネットワークにおいては、ネットワーク全体の中心的な機能を担う練馬区立学校専用のインターネットデータセンター(以下「学校 IDC」という。)を設置する。</p> <p>学校 IDC の設備は、データセンターを専門に取り扱う信頼性の高い民間事業者の設備を借用し、区が賃借するサーバ群を集中的に配置して、ネットワーク上に存在するすべての機器、ソフトウェア、個人情報を含むデータの管理を一元的に行う。</p> <p>については、学校 IDC の設置に伴い、学校 IDC の運用保守事業者と電算結合を行う。</p>
3 現行処理および結合後の処理方法	<p>(1) 現行処理方法</p> <p>庁内事務パソコンにて処理する個人情報は、情報政策課のサーバ室において管理している。</p> <p>パソコン教室等の児童生徒用パソコンにて処理する個人情報は、校内設置サーバにおいて管理している。</p> <p>パソコン教室等の教育指導用パソコンにて処理する個人情報は、校内設置サーバおよびパソコン本体内において管理している。</p>

	<p>校務用パソコンにて処理する個人情報、校内設置サーバにおいて管理している。</p> <p>(2) 結合後の処理方法</p> <p>分散管理している ~ の個人情報は、通信回線事業者の設置する回線網を通じて、セキュリティの保たれた学校 IDC において、一括して管理する（IDC と情報を送受信する）。</p> <p>学校 IDC の運用保守は、練馬区本庁舎事務室に常駐する維持運用 SE、または学校 IDC の運用 SE が行う。</p>
4 結合先	プロポーザル方式により、結合先を選定する予定
5 実施予定年月	平成 23 年 10 月を予定
6 所管課名	学校教育部 新しい学校づくり担当課
7 送受信する項目	別表 区立小学校送受信項目のとおり
8 個人情報の保護内容	区立小学校に関する業務の電子計算組織の結合に当たっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守し、別紙「個人情報保護措置について（仕様書の要点）」に記載の保護措置を講じる。
9 添付資料省略	<ul style="list-style-type: none"> ・別表 区立小学校送受信項目 ・現行システムの構成概要図 ・新システムの構成概要図兼結合図 ・スケジュール概要 ・個人情報の保護措置について（仕様書の要点） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項

区立中学校に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 業務登録名	<p>教務に関する業務 指導に関する業務 保健に関する業務 管理運営に関する業務</p>
2 事業内容	<p>現在、区立学校には、庁内事務パソコン、校務用パソコン、パソコン教室等の児童生徒用パソコン、教育指導用パソコンの4つの情報システムを整備しており、学校教育指導事務等の電算処理を行っている。</p> <p>これらの情報システムは、段階的にその整備が進んできたことから、管理形態がそれぞれに異なり、個人情報の保護措置を含むシステム管理上の課題も多く、業務の円滑な遂行に支障が生じている状況にある。</p> <p>そこで、学校、幼稚園および教育委員会事務局を結ぶ教育ネットワークを整備し、これらの情報システムを平成23年度から25年度の3か年で段階的に教育ネットワークに移行(接続)するとともに、機能面の充実を図る。</p> <p>教育ネットワークにおいては、ネットワーク全体の中心的な機能を担う練馬区立学校専用のインターネットデータセンター(以下「学校IDC」という。)を設置する。</p> <p>学校IDCの設備は、データセンターを専門に取り扱う信頼性の高い民間事業者の設備を借用し、区が賃借するサーバ群を集中的に配置して、ネットワーク上に存在するすべての機器、ソフトウェア、個人情報を含むデータの管理等を一元的に行う。</p> <p>については、学校IDCの設置に伴い、学校IDCの運用保守事業者と電算結合を行う。</p>
3 現行処理および結合後の処理方法	<p>(1) 現行処理方法</p> <p>庁内事務パソコンにて処理する個人情報は、情報政策課のサーバ室において管理している。</p> <p>パソコン教室等の児童生徒用パソコンにて処理する個人情報は、校内設置サーバにおいて管理している。</p> <p>パソコン教室等の教育指導用パソコンにて処理する個人情報は、校内設置サーバおよびパソコン本体内において管理している。</p>

	<p>校務用パソコンにて処理する個人情報、校内設置サーバにおいて管理している。</p> <p>(2) 結合後の処理方法</p> <p>分散管理している ~ の個人情報は、通信回線事業者の設置する回線網を通じて、セキュリティの保たれた学校 IDC において、一括して管理する（IDC と情報を送受信する）。</p> <p>学校 IDC の運用保守は、練馬区本庁舎事務室に常駐する維持運用 SE、または学校 IDC の運用 SE が行う。</p>
4 結合先	プロポーザル方式により、結合先を選定する予定
5 実施予定年月	平成 23 年 10 月を予定
6 所管課名	学校教育部 新しい学校づくり担当課
7 送受信する項目	別表 区立中学校送受信項目のとおり
8 個人情報の保護内容	区立中学校に関する業務の電子計算組織の結合に当たっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守し、別紙「個人情報保護措置について（仕様書の要点）」に記載の保護措置を講じる。
9 添付資料省略	<ul style="list-style-type: none"> ・別表 区立中学校送受信項目 ・現行システムの構成概要図 ・新システムの構成概要図兼結合図 ・スケジュール概要 ・個人情報の保護措置について（仕様書の要点） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項

区立幼稚園に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 業務登録名	教務に関する業務 指導に関する業務 保健に関する業務 管理運営に関する業務
2 事業内容	<p>区立小中学校では、個人情報保護措置を含むシステム課題の対応として、教育ネットワークを整備するとともに、ネットワーク全体の中心的な機能を有する練馬区立学校専用のインターネットデータセンター（以下「学校 IDC」という。）を設置し、当該 IDC の運用保守事業者と電算結合を行う予定である。</p> <p>一方、区立幼稚園は、複数のネットワークが校内に存在している小中学校とは異なり、庁内事務パソコンのみを整備し、学校教育指導事務等の電算処理を行っている。</p> <p>教育ネットワークの整備に当たり、幼稚園は、小中学校と組織的な位置づけ、業務内容等が類似するため、教育委員会が維持運営する教育ネットワークに所属し、業務の円滑な遂行を図るものとする。</p> <p>については、学校 IDC の運用保守事業者と電算結合を行う。</p>
3 現行処理および結合後の処理方法	<p>(1) 現行処理方法 庁内事務パソコンにて処理する個人情報は、情報政策課のサーバ室において管理している。</p> <p>(2) 結合後の処理方法 (1)の個人情報は、通信回線事業者の設置する回線網を通じて、セキュリティの保たれた学校 IDC において、一括して管理する（IDC と情報を送受信する）。</p> <p>学校 IDC の運用保守は、練馬区本庁舎事務室に常駐する維持運用 SE、または学校 IDC の運用 SE が行う。</p>
4 結合先	プロポーザル方式により、結合先を選定する予定
5 実施予定年月	平成 23 年 10 月を予定
6 所管課名	学校教育部 新しい学校づくり担当課
7 送受信する項目	別表 区立幼稚園送受信項目のとおり
8 個人情報の保護	区立幼稚園に関する業務の電子計算組織の結合に当たっ

内容	<p>では、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守し、別紙「個人情報保護措置について（仕様書の要点）」に記載の保護措置を講じる。</p>
9 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・別表 区立幼稚園送受信項目 ・現行システムの構成概要図 ・新システムの構成概要図兼結合図 ・スケジュール概要 ・個人情報の保護措置について（仕様書の要点） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項

平成 23 年 5 月 16 日
新しい学校づくり担当課

区立学校の情報化について

1 国が示すこれからの教育の在り方 ～新学習指導要領の理念と『教育の情報化』～

平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申を受け、同年 3 月に告示された新学習指導要領では、情報教育等における ICT (情報通信技術)活用等、教育の情報化に関する内容の充実が図られた。

その中で、21 世紀では、知識基盤社会を担う子供たちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた「生きる力」の育成がますます重要となる。

平成 22 年 8 月『教育の情報化』を戦略的かつ一体的に推進するための「教育の情報化ビジョン(骨子)～21 世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」を公表した。

「教育の情報化」の構成要素

情報教育

～子供たちの情報活用能力の育成～

教科指導における ICT 活用

～各教科等の目標を達成するための効果的な ICT 機器の活用～

校務の情報化

～教員の事務負担の軽減と子供と向き合う時間の確保～

2 区立学校の情報化

情報化の目的

区立学校の情報化は、『教育の情報化』を実現するための最適な環境を確立することとし、その目的は、以下のとおりとする。

情報教育

教科指導における ICT 活用

校務の情報化

情報化の観点

情報教育

子供たちの情報活用能力を育成することを示し、その育成の方向性はつぎのとおりとする。

【情報活用能力の育成の方向性】

- 情報活用の実践力
- 情報の科学的な理解
- 情報社会に参画する態度

教科指導における ICT 活用

ICT を効果的に活用し、わかりやすく深まる授業を実現することを示し、その ICT 活用の方向性はつぎのとおりとする。

【ICT 活用の方向性】

- 情報の共有化と活用
- インターネットの活用
- 電子黒板等の機器の活用

校務の情報化

教職員が ICT を活用した情報共有によりきめ細かな指導、校務の負担軽減等を行うことを示し、その情報化の方向性はつぎのとおりとする。

【情報化の方向性】

- 教職員等学校関係者の情報共有
- 学校からの情報発信の充実
- 個人情報保護、情報セキュリティ

『教育の情報化』と教育ネットワークの整備

『教育の情報化』を推進していくための取組として、現行システムの機能を整理統合し、『教育の情報化』を推進するための「土台」となる ICT 基盤『教育ネットワーク』を整備する。教育ネットワークを基盤とした、「情報教育」、「教科指導における ICT 活用」、「校務の情報化」を推進する。

整備期間

平成 23 年度から 25 年度の 3 か年で、段階的に現行システムから教育ネットワークへの移行を実施する。

3 他自治体の動向

他自治体においても、国の示す方向性に基づき、練馬区立学校と同様の取組を進めている。